

平成 22 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社東京個別指導学院
代表者の 代表取締役社長 谷 山 和 成
役職・氏名
(コード番号 4745・東証第一部)
問合せ先責任者
取 締 役 舟 戸 彰 一
TEL 03-5547-3759

訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社名学館から提訴されている商標権侵害差止等請求訴訟について、東京地方裁判所より判決が言渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本訴訟は、原告株式会社名学館が平成20年11月28日付にて、当社がチラシ等に使用している「塾なのに家庭教師」というキャッチコピーが株式会社名学館の商標権「塾なのに家庭教師!!」(登録番号4684359号)を侵害しているとして、使用の差止および1億7,100万円の損害賠償を求め、当社を被告として訴訟を提起したものです。

2. 判決のなされた日

平成22年11月25日

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

現時点では、この判決により業績に与える影響はございません。

以上